

相談支援従事者研修(初任者研修・前期日程)

(サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け)シラバス

必須項目	項目	内容
○	1 教科名	相談支援の目的
○	2 国が定める標準カリキュラム上の科目	相談支援(障害児支援)の目的
○	3 関連する研修目標	
○	4 担当講師名	平松 浩樹
○	5 担当講師略歴	社会福祉法人黒松内つくし園 後志リハビリセンター、社会福祉法人はるにれの里 石狩市相談支援センターぶろっぐ、同法人自閉症者地域生活支援センターなないろ、現在相談室にじいる勤務
○	6 時間数	90
○	7 到達目標	人間の尊厳、基本的人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。また、利用者理解、利用者の自己選択・自己決定の重要性について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。相談支援の基本的価値観は、障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことを理解する。
○	8 教科の概要	障害者の権利に関する条約(以下「CRPD」という)、障害者基本法障害者基本計画、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害福祉計画及び障害者虐待防止法の趣旨等を踏まえ、障害者が基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊重にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるために生活支援が実施されること、また、障害者は必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体であることについて理解するための講義を行う。 ・☑講義を実施する上では、障害児者が置かれている立場への理解を深めるため、精神障害(発達障害、高次脳機能障害を含む)、内部障害、知的障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、難治性疾患など、多様な障害のある当事者による講義等、地域の実情に合わせた工夫を行う。 ・障がい者支援における当事者の視点から講義を行う。
○	9 授業方法	動画視聴とオンラインによる講義
○	10 授業計画	DVD視聴とオンラインによる講義(90)
	11 準備学習	事前に配布する資料を読み込んでおくことを勧めます
	12 教科書・参考書	
	13 注意事項	
	14 参照リンク	

相談支援従事者研修(初任者研修・前期日程)

(サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け)シラバス

必須項目	項目	内容
○	1 教科名	相談支援の基本的視点(障害者)
○	2 国が定める標準カリキュラム上の科目	相談支援の基本的視点
○	3 関連する研修目標	障がい者に関する相談支援の基本的視点を学ぶ
○	4 担当講師名	斎藤 亮
○	5 担当講師略歴	社会福祉法人後志報恩会 小樽地域生活障がい者就業・生活支援センターひろば、現在同法人相談支援センターさぼーとひろば 相談支援専門員にて勤務
○	6 時間数	60
○	7 到達目標	エンパワメント及び本人を中心とした(本人の選択・決定)支援を実施するに当たり、相談支援(障害者支援)の基本的な姿勢について理解する。利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われる者でなければならないことを理解する。
○	8 教科の概要	障害者への生活支援の重要な視点として①共生社会の実現(ソーシャルインクルージョン)、②自立と社会参加、③当事者主体(本人中心支援)、意思形成及び表明の支援(意思決定支援)、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメント、⑥セルフケアマネジメント、⑦リカバリー、⑧スティグマなどについて理解するための歴史的経緯を踏まえた講義を行う。 相談支援に従事する者に共通する基本態度、行動規範を理解し、持つべき倫理を理解するための講義を行う。 ・意思形成及び表明の支援における利用者理解の重要性について、「障害福祉サービス等の援助に係る意思決定支援ガイドライン」等を活用した講義を行い、相談支援の最終先としてセルフケアマネジメントがあることを理解する。また、意思形成及び表明の支援において障害のある相談支援専門員によるインタビューやアセスメントの重要性を理解する・CRPD 第16条にも基礎付けつつ、障害者の虐待のリスク要因や、家族や専門家の共依存に関する講義を行う。
○	9 授業方法	オンラインによる講義
○	10 授業計画	オンラインによる講義(60)
	11 準備学習	事前に配布する資料を読み込んでいただくことを勧めます
	12 教科書・参考書	
	13 注意事項	
	14 参照リンク	

相談支援従事者研修(初任者研修・前期日程)

(サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け)シラバス

必須項目	項目	内容
○	1 教科名	相談支援の基本的視点(障害児)
○	2 国が定める標準カリキュラム上の科目	相談支援の基本的視点
○	3 関連する研修目標	障がい児に関する相談支援の基本的視点を学ぶ
○	4 担当講師名	寺田 有紀
○	5 担当講師略歴	社会福祉法人榆の会 相談室あ〜てる 現在同法人発達相談きらめきの里勤務
○	6 時間数	90
○	7 到達目標	エンパワメント及び本人を中心とした(本人の選択・決定)支援を実施するに当たり、相談支援(障害児支援)の基本的な姿勢について理解する。利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われる者でなければならないことを理解する。
○	8 教科の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児相談支援に従事する者に共通する基本態度、行動規範を理解し、持つべき倫理を理解するための講義を行う。 ・障がい児の相談支援の基本的流れに関して講義を行う。 ・医療的ケア児に関する相談支援の内容に関して講義を行う。 ・障がい者の虐待のリスク要因や、家族や専門家の共依存に関する講義を行う。 ・障がい者支援における当事者の視点から講義を行う。
○	9 授業方法	オンラインによる講義
○	10 授業計画	オンラインによる講義(90)
	11 準備学習	事前に配布する資料を読み込んでいただくことを勧めます
	12 教科書・参考書	
	13 注意事項	
	14 参照リンク	

相談支援従事者研修(初任者研修・前期日程)

(サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け)シラバス

必須項目	項目	内容
○	1 教科名	相談支援技術
○	2 国が定める標準カリキュラム上の科目	相談支援に必要な技術
○	3 関連する研修目標	相談支援における基本的な技術を理解する
○	4 担当講師名	平野啓介
○	5 担当講師略歴	社会福祉法人はるにれの里、知的障害者厚生施設厚田はまなす園、学校法人西野学園、学校法人旭川大学、現在日本医療大学にて勤務
○	6 時間数	60
○	7 到達目標	本人を中心とした(本人の選択・決定)支援を実施するに当たり、獲得すべき支援技術について理解する。
○	8 教科の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・個人、集団、地域、社会及び制度等に焦点を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワークの理論と基礎的面接技法及びコミュニケーション技法を含む相談支援技術の基礎について講義を行う。 ・ケースワーク、グループワーク、コミュニティソーシャルワークの各技術、カウンセリングやケアマネジメント、ネットワーク、コンサルテーション、ソーシャルアクション及びスーパービジョン等の相談支援に従事する者として獲得が必要な支援技術について理解する。 ・相談支援に従事する者が、燃えつきや巻き込まれに陥ることなく従事者が持つ多様性(障害の有無、年代、ジェンダーなど)を生かした支援を行うために、ピアスーパービジョンが重要であることを理解する。 ・実践研究などによる経験から学ぶ省察的思考の必要性について理解する。 ・真意の確認において特別な配慮を要する障害者(知的障害児者や自閉スペクトラム症者等)とのコミュニケーションの基本を理解する。 ・障害特性を認識、背景を考察するための対人援助のスキルを学ぶ
○	9 授業方法	動画視聴
○	10 授業計画	動画による講義
	11 準備学習	事前に配布する資料を読み込んでいただくことを勧めます
	12 教科書・参考書	
	13 注意事項	
	14 参照リンク	

相談支援従事者研修(初任者研修・前期日程)

(サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け)シラバス

必須項目	項目	内容
○	1 教科名	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス
○	2 国が定める標準カリキュラム上の科目	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス
○	3 関連する研修目標	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセスについて理解する
○	4 担当講師名	俵谷 知実
○	5 担当講師略歴	北海道中央児童相談所、北海道大学大学院教育学研究院、近畿大学吸収短期大学通信部、社会福祉法人はるにれの里 相談室ぼらりす、現在同法人地域活動支援センターアンナブルナ勤務
○	6 時間数	90
○	7 到達目標	本人を中心とした(本人の選択・決定を促す)ケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。
○	8 教科の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本人を中心としたケアマネジメント(ストレングスモデル)の目的、意思決定に配慮した一連のプロセスについて、具体的な計画相談支援等の事例を用いて講義を行う。 ・意思疎通に困難を有する障害児者(知的障害児者や自閉スペクトラム症者等)の場合のアセスメントとニーズ把握の基本的な注意点と技術を理解する。 ・相談支援専門員とサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」)サービス提供責任者との具体的な連携のあり方について理解し、個別支援計画等は、サービス等利用計画・障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画等」)に記載された総合的な支援の方針やニーズ、目標等に基づき作成され、適切なサービス提供のためには両計画の連動が重要であることを理解する。 ・ケアマネジメントにおける社会資源の活用、多職種連携、チームアプローチ、不足している社会資源の創設の重要性について留意する。
○	9 授業方法	動画視聴
○	10 授業計画	動画による講義
	11 準備学習	事前に配布する資料を読み込んでいただくことを勧めます
	12 教科書・参考書	
	13 注意事項	
	14 参照リンク	

相談支援従事者研修(初任者研修・前期日程)

(サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け)シラバス

必須項目	項目	内容
○	1 教科名	相談支援における家族支援と地域資源の活用の視点①
○	2 国が定める標準カリキュラム上の科目	相談支援における家族支援と地域資源の活用の視点
○	3 関連する研修目標	相談支援における家族支援について理解する
○	4 担当講師名	山本 彩
○	5 担当講師略歴	五稜会病院、北海道大学病院精神科臨床、札幌市スクールカウンセラー、社会福祉法人はるにれの里 札幌市自閉症・発達障がい支援センター主任、同法人相談室ばらりす管理者兼相談支援専門員、同法人札幌市自閉症・発達障害支援センター所長、札幌刑務所支所臨床心理士、現在札幌学院大心理学部勤務
○	6 時間数	60
○	7 到達目標	各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する。 相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。 (自立支援)協議会の目的、仕組み、機能について理解する。
○	8 教科の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、地域生活支援事業による相談支援事業(障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、専門性の高い相談支援事業等)の各役割と機能、相互の連携並びに重層的な体制を構築することの重要性についての講義を行う。 ・重層的相談支援体制に障害のある当事者の相談支援専門員が所属する相談支援事業所があることについての必要性を理解し、当事者視点について学ぶことと、体制づくりを意識させる。 ・相談支援(ケアマネジメント)を実施するに当たって、サービス提供事業者等の地域資源を適切に調整するためには、それらについての情報を把握しネットワークを構築しておくことの重要性について講義を行う。 ・障害児者とその家族が陥りやすい関係性をライフステージごとに理解し、それぞれのステージにおいて必要となる家族支援とその重要性について理解する。 ・障害児に関わる教育分野における関係する事業(特別支援教育コーディネーター、校内委員会等)とそれらの事業との連携について理解する。 ・個別の相談支援活動から見いだされる課題を地域課題として共有し、解決に向け官民による協働が行われる協議会の目的、仕組み、機能について講義を行う。また、各都道府県内における協議会を活用した地域課題の解決事例について報告等を行う。 ・障害のある当事者等により組織される団体等との連携を図ることの必要性について理解する。
○	9 授業方法	動画視聴
○	10 授業計画	動画による講義
	11 準備学習	事前に配布する資料を読み込んでいただくことを勧めます
	12 教科書・参考書	
	13 注意事項	
	14 参照リンク	

相談支援従事者研修(初任者研修・前期日程)

(サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け)シラバス

必須項目	項目	内容
○	1 教科名	相談支援における家族支援と地域資源の活用の視点②
○	2 国が定める標準カリキュラム上の科目	相談支援における家族支援と地域資源の活用の視点
○	3 関連する研修目標	相談支援における家族支援と地域資源の活用について理解する
○	4 担当講師名	伊藤 真基
○	5 担当講師略歴	(株)コムスン、千歳市市立病院、社会福祉法人あけぼの福祉会 入所施設岩内あけぼの学園、現在同法人岩宇地区相談支援センター勤務
○	6 時間数	30
○	7 到達目標	各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する。 相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。 (自立支援)協議会の目的、仕組み、機能について理解する。
○	8 教科の概要	相談支援における家族支援と地域資源の活用の視点②を踏まえながら、具体的な地域での相談支援専門員の連携作り、協議会等の活動を講義により行う。
○	9 授業方法	オンラインによる講義
○	10 授業計画	オンラインによる講義(30)
	11 準備学習	事前に配布する資料を読み込んでいただくことを勧めます
	12 教科書・参考書	
	13 注意事項	
	14 参照リンク	

相談支援従事者研修(初任者研修・前期日程)

(サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け)シラバス

必須項目	項目	内容
○	1 教科名	総合支援法における理念・現状とサービス提供のプロセス
○	2 国が定める標準カリキュラム上の科目	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法(以下「障害者総合支援法等」)の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解
○	3 関連する研修目標	総合支援法における理念・現状とサービス提供のプロセスを理解する
○	4 担当講師名	重泉 敏聖
○	5 担当講師略歴	共同作業所ヨベル、特定非営利活動法人きなはれ地域活動支援センターヨベル、現在同法人就業・生活応援プラザとねっと
○	6 時間数	90
○	7 到達目標	・障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。また、障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理解する。 ・介護保険制度対象の障害者の障害福祉サービスを利用する場合の諸制度について理解する。 障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する。
○	8 教科の概要	れまでの障害福祉制度の変遷を踏まえ、障害者総合支援法等による障害児者の自立と共生社会の理念、その実現を図るために必要な障害福祉サービス及び児童福祉サービス等の制度概要について講義を行う。具体的には、自立支援給付等(障害児通所支援、障害児入所支援を含む)、地域生活支援事業、不服申し立て、障害福祉計画及び障害児福祉計画、(自立支援)協議会の位置付けについて理解する。 ・介護保険制度の対象となった障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成 19 年 3 月 28 日付け通知)に基づき、心身の状況やサービス利用を必要とする理由は様々であることから一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはせず、個々の事情を踏まえる等適切な支援を提供するために必要な制度等の知識について講義を行う。
○	9 授業方法	オンラインによる講義
○	10 授業計画	オンラインによる講義(90)
	11 準備学習	事前に配布する資料を読み込んでいただくことを勧めます
	12 教科書・参考書	
	13 注意事項	
	14 参照リンク	

相談支援従事者研修(初任者研修・前期日程)

(サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け)シラバス

必須項目	項目	内容
○	1 教科名	総合支援法における相談支援の基本
○	2 国が定める標準カリキュラム上の科目	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本
○	3 関連する研修目標	総合支援法における相談支援の基本を理解する
○	4 担当講師名	光増 昌久
○	5 担当講師略歴	社会福祉法人 札幌緑花会大倉山学院児童指導員、松泉学院主任、部長、施設長、同法人松泉グループ総合施設長、北星学園大学、現在日本グループホーム学会代表
○	6 時間数	90
○	7 到達目標	障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員とサービス管理責任者等の役割、両者の関係性を理解する。 サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止を図るために相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解する。
○	8 教科の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業の成り立ち、相談支援の体系(自立支援給付、地域生活支援事業)について理解するための講義を行う。 ・指定計画相談支援・指定一般相談支援・指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に基づく、相談支援専門員としての責務及び業務(サービス等利用計画案等の作成、サービス担当者会議の実施、サービス等利用計画等の作成、モニタリング)を理解し、適切で質の高いサービス提供において重要な役割を担う立場であることを認識するための講義を行う。 ・指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づく、サービス管理責任者等としての責務及び業務(個別支援計画の作成他)を理解し、適切で質の高いサービス提供において重要な役割を担う立場であることを認識するための講義を行う。 ・サービス提供において相談支援専門員とサービス管理責任者等との連携のあり方とその重要性、サービス等利用計画等と個別支援計画の関係について理解する。 ・「障害者虐待防止の手引き」等を活用し虐待防止における相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解するための講義を行う。
○	9 授業方法	動画による講義
○	10 授業計画	動画による講義(90)
	11 準備学習	事前に配布する資料を読み込んでいただくことを勧めます
	12 教科書・参考書	
	13 注意事項	
	14 参照リンク	